創刊の辞

法科大学院制度が始まって10年以上が経ったこの時期に、早稲田大学法科大学院の紀要である『法務研究論叢』が発刊されることになった。早稲田大学には、すでに、伝統ある法学の紀要として、法学会の『早稲田法学』と比較法研究所の『比較法学』がある。また、早稲田大学法科大学院には、10年間に亘り学生自身が編集するユニークな『Law & Practice』がある。それにもかかわらず、なぜ、この時期にこのような紀要がさらに創刊されるのか。その意義は、どこにあるのか。その理由は、３つある。

第１に、法の「理論と実務の架橋」を目指した法科大学院制度における教育および研究を10年あまり体験して、従来の法学研究にない新たな知見が蓄積されてきたことから、その成果を社会や学生に還元するため、まさに「理論と実務の架橋」に特化した法律雑誌をわが法科大学院で創刊する意義がある、と考えられる。特にわが法科大学院は、全国的にもきわめて優れたスタッフの指導のもとで「挑戦する法曹」の養成・輩出を理念とし実践もしてきたが、その姿勢を研究成果においても内外に示す必要がある。

第２に、そのような研究成果を蓄積して公表し続けることにより、「理論と実務の架橋」の「水脈」をさらに漲るものにし、「滾々と湧き出る法務研究の知の泉」を確立することである。その方向性は、この創刊号でわがスタッフの力作の論文のほか、本研究科を修了した若手裁判官の貴重な論文、さらには判例研究が寄せられていることが示している。今後も、本研究科修了後、法曹として実力を付けた人々が研究面での成果を公表してほしい。

第３に、それと関連して、現在、法務教育研究センターの機能を強化しているが、その一環として法曹リカレント教育も2016年度から開始することになっており、それにより、法務教育研究の「知の拠点」である

「Waseda Lawyers Academy＝WLA」を形成したいと考えている。それは、法曹としてのスキルアップのためのリカレント教育にとどまらず、そこで生み出された研究成果を公表することにより、長期的に「底力を有する挑戦する法曹」を養成する支援にもなるであろう。

以上の次第で、全国的に法科大学院制度が苦境下にある今こそ、その苦境を乗り越えるべくこの紀要がここに創刊されることは、実に意義深いことである。そして、このような思いを込めて、拙いながら、私が法務研究科長・法務教育研究センター所長という立場にあることから題字を書くことになった。また、鎌田薫早稲田大学総長（第２代目の本研究科長）のありがたい祝辞も寄せられた。『法務研究論叢』創刊により、本研究科と法科大学院制度がさらに飛躍することを同僚と共に祈念したい。

2016年４月

早稲田大学大学院法務研究科長・法務教育研究センター所長

甲　斐　克　則